

平成 30 年 5 月 24 日

学校法人 昭和女子大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 昭和女子大学

監 事 山崎 日出男 ㊟

監 事 山本 雅和 ㊟

## 監 査 報 告 書

私たちは、学校法人昭和女子大学の監事として、「私立学校法」第 37 条第 3 項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第 19 条に基づき、学校法人昭和女子大学の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。

私たちは、監査に当たり、理事会、評議員会、常勤役員会、その他重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類などを閲覧・検討しました。

私たちは、会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく説明を受け、計算書類について検討しました。

私たちは、「学校法人昭和女子大学内部監査規程」第 21 条の規定に基づいて、監査室から、内部監査報告を受け、意見交換しました。

その結果、学校法人昭和女子大学の業務に関する決定執行は適切であり、計算書類並びに財産目録は、収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関して不正の行為はなく、かつ法令及び寄附行為に抵触する重大な事実は認められませんでした。

以上